北名古屋市公用車(シャトルワゴン車)広告掲載事業者募集要項

1 募集要項の趣旨

この募集要項は、公用車(シャトルワゴン車)広告掲載事業者の募集に関し、北名 古屋市広告掲載要綱(平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。) 及び北名古屋市広告掲載基準(平成20年6月25日施行。以下「基準」という。)に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載事業者の定義

広告掲載事業者は、広告主を募集し広告媒体に広告を掲載することを業務とする広告代理店等とする。

3 募集の目的

北名古屋市(以下「市」という。)が所有する公用車(シャトルワゴン車)に広告を 掲載することにより、市の収入確保と公用車広告掲載事業者等の地域貢献機会を提供 することを目的とする。

4 募集する広告の仕様等

掲載車両	市役所東西庁舎間を市役所開庁日に1日18往復するシャトルワゴン車(トヨタハイエース)1台
掲載位置	別紙のとおり
規格	① 縦250mm×横1000mm 1か所 ② 縦200mm×横600mm 2か所
材質	特殊フィルム又はマグネットシート (貼付及び撤去の際に車両塗装 に影響のないもの)
掲載期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (12箇月)
広告掲載料	① 12,000円② 1枠12,000円※別途市が指定する期日までに納付する。

5 広告内容等

- (1) 広告を製作するにあたっては、要綱、基準及びこの募集要項の各規定を遵守するものとする。
- (2) 広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に広告物を製作しなければならない。
- (3) 市は前項の承諾を行うに際して、広告内容の変更を指示し、又は必要な条件を付

すことができるものとする。

6 申込方法

広告掲載事業者となることを希望する者は、次により市に申し込むものとする。

受	付	期	間	令和7年2月3日(月)から2月28日(金)まで(受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで)
提	出	場	所	市役所西庁舎1階 総務部総務課
提	出	書	類	1 北名古屋市公用車 (シャトルワゴン車) 広告申込書 (様式第1) 2 添付書類 (1) 身分証明書 (個人事業主の場合) 又は履歴事項全部証明書 (法人の場合) ※ 身分証明書は、市町村によっては「身元証明」ともいい、 被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地 の市町村で取得できます。 (2) 納税証明書 (市税の未納が無いことの証明) ※ 北名古屋市に納税義務がある場合は提出不要 (3) 会社概要及び事業実績を示す書類等 (任意様式)
備			考	1 申込時には必ずしも広告案の提出を要しないものとし、事業者の決定後、別途市長が指定する日(概ね3月中旬頃)までに提出するものとする。2 提出に要する費用は、申込者の負担とする。3 提出された書類は、原則として返却しないものとする。

7 広告掲載事業者の選定方法

- (1) 申込者が複数あるときは、抽選により広告掲載事業者を決定する。
- (2) 選定結果については、北名古屋市公用車(シャトルワゴン車)広告承認・不承認 決定通知書(別紙様式第2)によって通知する。
- (3) 要綱等に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。
- (4) 選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。

8 確認書の締結

市と広告掲載事業者は、広告の掲載に関して確認書を締結するものとする。

9 広告募集上の注意事項

広告掲載事業者は、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広 告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。ま た、市内の事業者等に係る広告を掲載するよう努めるものとする。

10 経費負担

- (1) 広告物の製作、掲載及び撤去費用は、広告掲載事業者の負担とする。
- (2) 広告掲載期間中に広告物の破損、汚損、紛失等があった場合の修復等に要する費用は、広告掲載事業者の負担とする。

11 使用の中止

- (1) 市は、広告の掲載が不適切と認めるときは、使用を中止することができる。
- (2) 使用中止の事由が、広告掲載事業者又は広告内容の事業者等の責に帰すべきものである場合は、掲載料は還付しない。ただし、広告掲載事業者の責めに帰すことができない理由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができるが、還付する広告掲載料には利子を付さない。

12 広告料の還付

第 11 の(2)の規定により広告料を返還する額は、納付された広告掲載料から広告掲載した期間(1箇月に満たないときは1箇月)を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

13 苦情等への対応

広告掲載事業者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

14 不測の事態への対応

不測の事態が発生した場合は、別途協議の上、対処するものとする。

15 運行コースについて

市は、乗車率等を考慮し運行コースを変更することができる。

16 問合せ先

総務部総務課

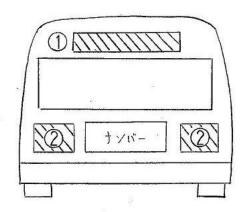
〒481-8531 北名古屋市役所(西庁舎1階)

北名古屋市西之保清水田15番地

電話 0568-22-1111 (内線2116)

別紙 広告掲載位置

後 面



- ※① 縦250mm×横1000mm 1か所
 - ② 縦200mm×横 600mm 2か所

北名古屋市公用車 (シャトルワゴン車) 広告申込書

年 月 日

(あて先) 北名古屋市長

北名古屋市公用車(シャトルワゴン車)広告掲載事業者募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。

中し込みより。	
住所又は所在地	
名称及び代表者氏名	
電話・FAX	
E-mail	
担当者氏名及び連絡先	
業種	広告取扱業 その他(業)
希望する広告の規格等 ※希望するものにレ点を記入	□ 後面上部 縦250mm×横1000mm □ 後面下部右 縦200mm×横600mm □ 後面下部左 縦200mm×横600mm
提出書類 ※ 提出物にレ点を記入	□広告案 □身分証明書(個人事業主の場合)又は履歴事項全部証明書(法人の場合) ※ 身分証明書は、市町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地で取得できます。 □納税証明書(市税の未納が無いことの証明) ※北名古屋市に納税義務のある方は、納税証明書の提出は不要です。 □会社概要及び事業実績を示す書類等(任意様式)
確認事項 (要綱第3条関係) ※ A項目に同意してレ点を記入	□北名古屋市(法人・個人)市民税の未納はありません。また、 北名古屋市がこの納税状況について確認することに同意しま す。 □暴力団又は、暴力団の構成員ではありません。
備考	

様式第2(第7関係)

北名古屋市公用車(シャトルワゴン車)広告承認・不承認決定通知書

年 月 日

様

北名古屋市長

令和 年 月 日付けで申し込みのありました北名古屋市公用車(シャトルワゴン車) 広告について、次のとおり決定しましたので通知します。

	□ 承認する □ 承認しない
決定区分	(承認しない理由)
	後面上部 縦250mm×横1000mm
規格	後面下部右 縦200mm×横600mm 後面下部左 縦200mm×横600mm
掲載期間	年 月 日から 年 月 月まで
掲載料	円
その他	掲載料につきましては、別途市が定める日までに納付してください。